

for 保存食ローリングストックプラン利用規約

第1条（適用）

- 1 この「for 保存食ローリングストックプラン利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、for 保存食ローリングストックプラン（以下、第3条に定める「商品のお届け」および第4条第1項に定める「特典」を合わせて「本サービス」といいます。）の利用を希望されるお客さまが、次の各号に定める条件を満たし、お客さまと当社とが合意したときに適用される、基本的な契約条項を規定したものです。
 - （1）本サービスとセット販売される電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）において、基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）および個別要綱（「ポイントプラン」、「おとくプラン」、「とくとくプラン」、「スマートライフプラン」、「スマートライフプランfor スマート・エアーズ」、「昼とくプラン」、「3時間帯別電灯」、「時間帯別電灯」または「ピークシフト電灯」のいずれかを指し、以下「対象個別要綱」といいます。）の適用を受けている場合。
 - （2）第4条第1項に定める特典に関して、需給契約の需要場所の居住者であって同種の保険（※）に加入していない方（お客さま本人を含みます。）を被保険者として設定することに同意をした場合。
※同種の保険とは、設定した居住地で一定の震度を超えた地震が発生した場合に、震度に応じて定額で保険金をお支払いする保険契約や共済契約のことをいい、火災保険に付帯する地震保険はこれには該当しません。
- 2 本規約は、基本要綱および対象個別要綱と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の内容をなすものとして、適用いたします。本規約に定める事項について、基本要綱または対象個別要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については、基本要綱または対象個別要綱によらず、本規約の規定を適用するものいたします。
- 3 本サービスを提供するうえで必要な事項につき、当社、第5条に定める運営会社等および第4条第2項に定める保険会社等は別途約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を定めることがあり、諸規定は本規約の一部を構成するものいたします（以下、本規約と諸規定を合わせて「本規約等」といいます。）。なお、第4条第6項に定める保険約款等も諸規定に含まれますが、これに限られません。

第2条（定義）

次の各号に定める用語は、本規約等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。なお、基本要綱および対象個別要綱で使用されている用語は、本規約等においても同じ意味で使用いたします。

- （1）カテエネ
当社がご家庭のお客さま向けに、電気料金や電気使用量の確認、省エネアドバイス等をインターネットウェブサイトおよびアプリで提供するWEB会員サービスをいいます。
- （2）本申込み
カテエネより、本サービスをお申込みいただくことをいいます。
- （3）適用開始日
本サービスの契約成立後、最初に到来する検針日のことをいいます。
- （4）商品
本サービスにてお届けする保存食セットのことをいいます。
- （5）商品お届け先
本申込みにあたり、お客さまが商品の受け取り場所として指定し、かつ当社の承諾を得た、日本国内に存する住居所在地（一地点のみ）をいいます。なお、お客さまは、需給契約の需要場所とは異なる場所を商品お届け先として指定することもできます。
- （6）商品お届け先居住者
商品お届け先に居住し、商品の受取人となる者をいいます。なお、お客さま以外の方を指定することもできます。
- （7）通知
当社が次のいずれかの方法によりお客さまに対して行う、お知らせまたは情報提供等をいいます。
ア. 第10条に基づきお客さまが当社に届け出た住所への郵便物の発送

- イ. 第10条に基づきお客さまが当社に届け出た電子メールアドレスへのメール送信
- ウ. カテエネ等の当社インターネットウェブサイトおよびアプリ上への掲載
- エ. 前三号記載のいずれの方法を採ることも不可能または著しく困難である場合において、その状況に即した合理的な方法

なお、アの方法による通知は、お客さまが当社に届け出た住所に当社が発信した（受取りを拒否等された場合を含みます。）時点で、適切な通知がなされたものとみなします。また、イおよびウの方法による通知は、お客さまの責めに帰すべき事由により当該通知がお客さまに届かなかった場合（お客さまが当社に対する届出内容の変更手続等を適切に行っていなかった場合や、お客さまがカテエネ等の当社インターネットウェブサイトおよびアプリを適切なタイミングで確認しなかった場合等を含みます。）には、当社がイまたはウの方法を実施した時点で、適切な通知がなされたものとみなします。

第3条（商品のお届け）

第5条に定める運営会社等から、商品お届け先へ年に1回商品をお届けします。

第4条（特典）

- 1 本サービスには震度連動型地震諸費用保険（じしんのお見舞い）（以下「特典」といいます。）が付帯されます。
- 2 特典に関しては、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引受保険会社（以下「保険会社」といいます。）とし、当社が保険契約者となって保険契約を締結し、第1条第1項各号の定めに基づき本サービスの適用を受けるお客さまに、次の各号に定める事項を実施いただきます。
 - （1）第1条第1項第2号に定める被保険者の設定をすること。
 - （2）保険会社指定の方法によって保険金受取方法を指定すること。
 - （3）被保険者に関する情報を保険会社および保険会社が委託した事業者（以下、保険会社、その委託先事業者を合わせて「保険会社等」といいます。）に提供することに同意すること。
- 3 特典の詳細については、保険会社が別途定める「震度連動型地震諸費用保険重要事項のご説明」（以下「[重要事項説明書](#)」）の通りといたします。お客さまは、重要事項説明書に記載の内容を確認したうえで、本申込みを行うものとします。なお、重要事項説明書内に記載される「震度観測建物」とは需給契約の需要場所における常時居住の用に供する建物をいいます。
- 4 被保険者には、保険会社等から特典の補償開始や保険金受取に関するメールなどが送付されます。
- 5 需給契約の需要場所で地震が発生した場合、保険会社等から送付される保険金受取に関するメールにて保険金受取方法の再指定が可能です。再指定先に電子マネーを選択する場合は決済サービスの本人確認が完了している必要があります。
- 6 保険会社が別途定める震度連動型地震諸費用保険普通保険約款およびこれに関する特約（以下「保険約款等」といいます。）に変更が生じる場合、事前に当社および保険会社において協議のうえ、保険約款等の変更反映日を当社から通知します。なお、当社から通知する保険約款等の変更反映日より前は、変更前の保険約款等の内容が継続されます。

第5条（本サービスの運営会社等）

当社は、本サービスの運営業務を中部電力ミライズコネクト株式会社（以下「運営会社」といいます。）に委託（運営会社が第三者に委託することのほか、委託を受けた事業者（運営会社からの委託に限られません。）がさらに委託すること（それ以降の再委託も含みます。））も含みます。以下、運営会社、その委託先を合わせて「運営会社等」といいます。）するものとし、お客さまは、あらかじめこれを承諾するものといたします。

第6条（本サービスの成立および適用期間）

- 1 本サービスは、本申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- 2 本サービスの適用期間は、適用開始日から1年後の日が属する月の検針日の前日までといたします。なお、第9条または第17条の定めによらない限り、1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。特典の付帯期間は、本サービスの適用期間に準じます。ただし、特典の補償開始時期は、本サービスの適用開始日の翌々月1日とし、特典の補償終了時期は、本サービスの適用が終了する月の翌月20日とします。なお、第4条第3項に定める震度観測建物のある都道府県で震度6弱以上の地震が発生した場合、ならびに南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発令

時および南海トラフ地震発生時（半割れを含みます。）は、保険会社の定めに従い、特典の補償開始時期が変更となる可能性があります。

第7条（本サービスに伴う需給契約の変更事項）

お客さまは、本サービスの適用開始または本規約等の変更にもなう需給契約の変更に際して、当社が法令で定める供給条件の説明ならびに契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、原則として、次の各号に定める方法により行なうことをあらかじめ承諾していただきます。

- （1）供給条件および契約締結前の書面は、変更となる事項のみを、電磁的方法（お客さまに電子メールで送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法によりお客さまに説明および交付いたします。
- （2）契約締結後の書面は、当社の名称、住所、契約年月日、変更となる事項および供給地点特定番号のみを記載し、電磁的方法その他当社が適当と認める方法により交付いたします。
- （3）本規約等の変更内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合、前二号で定める契約締結前書面・後書面の交付を行なうことなく、当該変更となる事項の概要のみを、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせいたします。

第8条（料金）

- 1 当社は、毎月、需給契約の電気料金と本サービスのサービス料（以下「for 保存食ローリングストックサービス料」といいます。）を合算した金額を、お客さまが需給契約のお支払い方法として指定した方法にて、申し受けます。for 保存食ローリングストックサービス料は、基本要綱23（料金の算定期間）を基準に1月あたり480円（消費税等相当額を含んだ金額となります。）とし、第6条に定める適用開始日から適用いたします。ただし、基本要綱26（日割計算）および29（延滞利息）に基づく日割計算および延滞利息の計算は、基本要綱および対象個別要綱により電気料金として算定された金額にのみ適用するものとし、for 保存食ローリングストックサービス料には適用しないものといたします。
- 2 お客さまは、本サービスを利用するために必要となる通信・通話料金等を自ら負担するものいたします。

第9条（本サービス適用の中止・制限・終了）

- 1 本サービスの適用は、次の各号に定める場合に終了いたします。
 - （1）お客さまの希望で本サービスの適用を終了する場合。この場合、あらかじめ本サービスの適用終了を希望する旨を当社に申し出ていただきます。当社は、当該申し出に応じて、本サービスの適用を終了いたします。原則として本サービスの適用終了日は、当該申し出がなされて以降最初の検針日とします。ただし、当該申し出の時期によっては、その次の検針日となる場合がございます。
 - （2）需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合。この場合、需給契約の契約種別の変更日の前日を、本サービスの適用終了日とします。
 - （3）需給契約が廃止または解約された場合。この場合、需給契約が廃止または解約された日を本サービスの適用終了日とします。
- 2 当社は、お客さままたは商品お届け先居住者もしくは被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さまに対して本サービスの提供を中止し、または利用を制限し、もしくは本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - （1）当社に対して事実と反する内容の届出または通知をした場合
 - （2）法令、基本要綱、対象個別要綱または本規約等に違反する行為を行った場合
 - （3）当社または第三者に本サービスの利用に支障を与える行為もしくは迷惑や損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為を行った場合
 - （4）本サービスを営利目的で利用した場合
 - （5）第13条で表明・確約した事項について事実と異なると発覚した場合
 - （6）その他本サービスの内容に照らして不適切な行為を行った場合
- 3 当社は、前二項各号の定めに基づき本サービスの適用を終了する場合、原則として解約手数料を申し受けます。この場合の解約手数料は、本サービスの適用終了日から第6条第2項に定める適用期間の末日までの残存期間の月数（1月未満の端数は切り捨てます。以下「残存月数」といいます。）

す。)に480円を乗じた金額とし、需給契約の電気料金と合わせて申し受けます。

第10条（個人情報等の届出）

- 1 お客さまは、本申込みにあたり、氏名、電話番号、電子メールアドレス、商品お届け先情報（商品お届け先居住者の氏名、住所、電話番号）、特典に関する情報（保険金送金先金融機関情報、被保険者情報（氏名、電子メールアドレス））およびその他当社の指定する情報を、当社の指定する方法により当社に届け出るものといたします。また、これらの情報が本サービスの提供にあたって、当社から運営会社等、保険会社等に提供されることをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 お客さまは、第三者（お客さま本人以外を指し、お客さまの親族なども含みます。）の情報（個人情報を含みます。）を当社に届け出るにあたっては、事前に、本サービスの内容を当該第三者に説明し、当社、運営会社等、保険会社等およびお客さまを含む本サービスの利用者が、本サービスの提供、利用に必要な範囲内でこれらの情報を利用することについて、当該第三者の同意を得るものとします。
- 3 前二項の定めに基づき当社に届け出た情報に関し、お客さまと第三者との間で、または、当社、運営会社等もしくは保険会社等と当該第三者との間で、トラブルが生じた場合は、お客さまは、自らの責任においてこれを解決するとともに、トラブルに関して当社、運営会社等および保険会社等が損害を被ったときには、これを賠償しなければならないものといたします。
- 4 お客さまは、第1項および第2項に基づき届け出た情報につき、当社からこれらの情報を確認するための書類の提示を求められた場合は、すみやかに当該書類を当社に提示するとともに、これらの情報に変更がある場合は、すみやかに当社の指定する方法により変更後の情報を当社に届け出るものといたします。

第11条（個人情報の取扱い）

- 1 当社および運営会社等は、本サービスの提供にあたって知り得た情報のうち、個人情報については個人情報の保護に関する法律に従うほか、必要な保護措置を講じたうえで適切に管理します。なお、その取扱いにおいては、当社が規定する「[個人情報のお取扱いについて](#)」に基づき利用いたします。
- 2 当社、運営会社等および保険会社等は、本サービスの利用状況を把握するための仕組みであるクッキー（Cookie）により本サービスの利用状況を記録するものとし、お客さまは、あらかじめこれを承諾するものといたします。

第12条（商品に関する注意事項）

- 1 商品は、本サービスの適用開始日が属する月の翌月末日までに、商品お届け先へ宅配便にて発送いたします。なお、本申込み時にお届け日・時間を指定することはできません。
- 2 商品お届け先居住者の都合による商品の返品・交換や商品の受け取り拒否はできません。
- 3 商品お届け先居住者が不在等の理由で商品の受け取りができない場合、運営会社等が別途定める日時までであれば再配達することができます。なお、次の各号に定める場合、当社は商品お届け先居住者が商品を受け取ったものとみなし、お客さまから申し受けたfor 保存食ローリングストックサービス料について返金等を行いません。
 - (1) 商品お届け先居住者が不在等の理由で、運営会社等が定める再配達の期限までに商品の引き渡しができない場合（商品お届け先居住者が、再配達においても商品を受け取ることができなかった場合や再配達を依頼されなかった場合も含みます。）
 - (2) 登録情報の不備等お客さまの責めに帰す事情により、商品を商品お届け先居住者に引き渡すことができない場合
 - (3) 本条第4項に定める事由に該当しないにもかかわらず商品お届け先居住者が商品を返送した場合（この場合、返送された商品の所有権は、商品お届け先居住者から当社に移転したものとみなします。）
- 4 お届けした商品に瑕疵がある場合には、運営会社等にて該当商品の確認をしたうえで、当該瑕疵が引き渡し前に生じたものであれば、瑕疵対象商品について、同一品もしくは相当品と交換いたします。商品に瑕疵があり交換が必要な場合は、運営会社等により商品の配送が完了した日を1日目として3日目の17時までに、お客さまから運営会社のお問い合わせ窓口まで連絡をするものといたします。なお、次の各号に定める場合、同一品もしくは相当品との交換が出来ない場合があります。

- (1) 商品を破棄されるなど、運営会社が商品の状態を確認ができない場合
 - (2) 運営会社等により商品の配送が完了した日を1日目として3日目の17時までにご連絡をいただけなかった場合
- 5 商品お届け先を変更する場合は、本サービスの適用開始日から1年を経過した日が属する月の検針日までにカテエネから申込みいただくことで、本サービスの翌適用期間に発送する商品について、商品お届け先の変更が可能です。

第13条（暴力団排除に関する条項）

- 1 お客さまは、自らならびに自らが指定する商品お届け先居住者および被保険者が、次の各号のいずれにも該当しておらず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものといたします。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 お客さまは、自らならびに自らが指定する商品お届け先居住者および被保険者が、またはこれらの者が第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、確約するものといたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第14条（損害賠償）

- 1 お客さまは、自らの行為はもとより、商品お届け先居住者および被保険者の本サービスに関する行為等につき、一切の責任を負うものといたします。なお、万一、これらの方の責めに帰すべき事由により当社に損害が生じた場合には、お客さまは、当該損害（弁護士費用および逸失利益を含みます。）を賠償する責任を負うものといたします。
- 2 当社の責めに帰すべき事由により本サービスに関連してお客さま、商品お届け先居住者および被保険者が損害を被った場合の当社の賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとし、かつ、損害の原因となる事由が生じた時点から遡って過去1年間にお客さまから当社が現実に受領したfor 保存食ローリングストックサービス料の総額を上限とするものといたします。

第15条（免責事項）

- 1 当社は、商品等の品質、瑕疵、製造物責任法で定義される欠陥等に関して、外観目視と数量検品で発見可能な場合、および第12条に規定する場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 2 停電や火災等の事故、洪水や地震等の天変地異、法令に基づく規則または公的機関による命令等、およびその他同様の不可抗力の事態が生じた場合、それらの事態により本サービスの提供が不可能遅滞することについて、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスがお客さまの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

- せん。
- 4 当社は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する端末機のOSのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、お客さまはあらかじめ了承するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
 - 5 お客さまと第三者（お客さま本人以外を指し、お客さまの親族なども含みます。）との間で、お客さまが第10条第1項に基づき当社に届け出た内容に関し、意見が相違する等のトラブルが生じた場合、お客さまは、自らの責任においてこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第16条（規約等の変更）

- 1 当社は、次の各号に定める場合に、本規約を変更する場合がございます。
 - （1）法令または基本要綱もしくは対象個別要綱が変更する場合
 - （2）消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - （3）保険会社が保険約款等および重要事項説明書の内容を変更する場合
 - （4）その他当社が変更を要すると判断した場合
- 2 変更後の利用規約は、変更前から利用規約の適用を受けているお客さまに対しても、変更の日をもって適用するものといたします。
- 3 当社は、本規約を変更する場合、カテエネ等の当社インターネットウェブサイトおよびアプリ上に公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知します。

第17条（本サービスの終了）

- 当社は、次の各号に定める場合に、本サービスを終了する3ヶ月前までにお客さまに周知することにより、本サービスの提供をすべて終了させることがあります。なお、この場合、第9条第3項に定める解約手数料は、申し受けません。
- （1）当社が本サービスの実施を終了するとき
 - （2）当社と保険会社との提携を解消するとき

第18条（その他）

その他本規約等に記載がないものについては、お客さまおよび当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものといたします。

附 則

本規約は、2025年7月1日から実施いたします。

各種お問い合わせ先

- ・ 契約に関するお問い合わせ：
中部電力ミライズ株式会社 カテエネ受付センター（Tel：0120-933-348）
- ・ 商品に関するお問い合わせ：
中部電力ミライズコネクト株式会社 for 保存食ローリングストックプラン事務局（Tel：050-3528-8571）
- ・ 「じしんのお見舞い」に関するお問い合わせ：
中部電力ミライズコネクト株式会社 for 保存食ローリングストックプラン事務局（Tel：050-3528-8571）